

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 8 月 31 日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例

(国家戦略特別区域法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

- ② 森トラスト株式会社が、虎ノ門四丁目地区において、地域資源を活用した産業育成・海外展開を支援するビジネス支援施設、外国人居住者等の生活支援施設等を整備する。【平成28年10月に着工予定】
- ③ 住友不動産株式会社が、臨海副都心有明地区において、保育施設や訪日外国人対応のサービスアパートメント、アフターコンベンション施設を整備する。【平成28年10月に着工予定】
- ④ 豊島区、東京建物株式会社及び株式会社サンケイビルが、豊島区庁舎跡地地区において、8つの劇場による国際的な文化情報発信や賑わいの拠点、ビジネス交流の拠点を整備する。【平成28年12月に着工予定】

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ⑬ 横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発準備組合が、横浜駅周辺地区において、外国人等のための子育て支援施設やサービスアパートメント等を併設した住宅を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 29～31 のとおり決定又は変更する。【平成 30 年 7 月に着工予定】

＜市が定める都市計画に係るもの＞

- ・横浜国際港都建設計画都市再生特別地区（横浜駅きた西口鶴屋地区）別紙 29
- ・横浜国際港都建設計画地区計画エキサイトよこはま 2 2 横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区計画 別紙 30
- ・横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 別紙 31

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①～⑦の区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第5号の施設等、⑧の区域においては同条第1号及び第5号の施設等とする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

⑧ 株式会社幕張メッセ

- ・千葉市道中瀬幕張町線（JR海浜幕張駅駅前広場（北口、南口）、国際大通り）、千葉市道打瀬豊砂線（メッセ大通り）、千葉市道中瀬線、千葉市道中瀬7号線及び千葉市道中瀬8号線（別添8）

(4) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

⑧ 東京都立小児総合医療センター（東京都府中市）【直ちに実施】

(例) 気道狭窄病変に対する吸入ガス併用療法など

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業)

⑥ ナチュラルスマイルジャパン株式会社が、都立代々木公園（東京都渋谷区）に保育所型認定こども園を設置し、保育サービス等の需要に対応する。【平成29年10月設置】

⑦ 民間事業者が、都立汐入公園（東京都荒川区）に放課後児童健全育成事業の用に

供する施設（学童クラブ）を設置するため、荒川区が同公園内の施設を当該事業者
に提供し、放課後における児童の育成サービスの需要に対応する。【平成30年4月設
置】

(13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の3に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受
入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業
が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、
外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

② 東京都全域【平成28年11月を目途に実施】

(17) 名称：国家戦略住宅整備事業

内容：都心居住のための住宅の容積率に係る建築基準法の特例

（国家戦略特別区域法第16条に規定する国家戦略住宅整備事業）

- ① 横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発準備組合が、横浜駅周辺地区において、住
宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用し、外国人等のための子育て支援施設や
サービスアパートメント等を併設した住宅を整備する。【平成30年7月に着工予定】
別紙32

(18) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支給

（国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業）

- ① トモセラピーによる多発がん病変に対する放射線治療

医療法人社団愈光会Clinic C4が、新世代放射線装置（国家戦略特別区域法施行
規則第1条第1号イ（6）に該当するもの）を整備・運用することにより、医療
分野における我が国の国際競争力の強化に相当程度寄与する。